

未熟児養育医療実施要領

(目的)

第1条 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。

(対象)

第2条 養育医療の対象は、母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号。以下「法」という。）第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。

なお、法第6条第6項の諸機能を得るに至っていないものとは、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

- 1 出生時体重2,000グラム以下のもの
- 2 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

(1) 一般状態

- ア 運動不安、けいれんがあるもの
- イ 運動が異常に少ないもの

(2) 体温が摂氏34度以下のもの

(3) 呼吸器、循環器系

- ア 強度のチアノーゼが持続するもの チアノーゼ発作を繰り返すもの
- イ 呼吸数が毎分50を越えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
- ウ 出血傾向の強いもの

(4) 消化器系

- ア 生後24時間以上排便のないもの
- イ 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
- ウ 血性吐物、血便のあるもの

(5) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(指定養育医療機関の基準)

第3条 指定養育医療機関の具備すべき基準は、次のとおりとする。

- 1 産科又は小児科を標ぼうしていること
- 2 独立した未熟児用の病室を有すること

- 3 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること
- 4 未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること

(診療上の留意事項)

第4条 指定養育医療機関は、未熟児の医療が専門外にわたるときは「指定養育医療機関担当規定」(昭和40年12月28日厚生省告示第573号)及び「保険医療機関及び保険医療担当規定」(昭和32年厚生省令第15号)に定めるところにより適切な措置を講ずるものとする。

(移送)

第5条 指定養育医療機関は、移送用保育器及び酸素吸入装置を整備し、医師及び看護師の付添いのもとに救急自動車等により移送するものとする。

(養育医療の申請及び給付)

第6条

1 給付の申請

養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者(法第6条第4項)は、母子保健法施行規則(昭和40年12月28日厚生省令第55号。以下「省令」という。)第9条及び、浜松市母子保健法施行細則(昭和62年3月31日浜松市規則第29号。)の第3号様式(第5条関係)による養育医療給付申請書により市長に申請するものとする。

2 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 養育医療意見書(第1号様式)
- (3) 世帯調書(第2号様式)
- (4) 収入に関する証明書

3 給付の決定

(1) 市長は、申請書を受理したときは、速やかに当該申請書及びその他の必要な事項について内容を審査したうえ、60日以内に養育医療を給付するか否かを決定するものとする。

(2) 養育医療の給付を行うことを決定したときは、省令第9条第2項による養育医療券(以下「医療券」という。)を申請者に交付し、かつ医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知するものとする。

また、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、速やかにその理由を明らかにして、申請者に通知するものとする。

(3) 市長は申請者に医療券を交付するに際しては、その取扱いについて十分指導するとと

もに費用の負担等についてあらかじめ周知させておくものとする。

- (4) 医療は、医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けることとなっているが、やむを得ない理由により、医療券が提出できない場合には、取りあえず医療を行い、その理由がなくなった後、速やかに、医療券を提出させるものとする。

4 医療券の取扱い

- (1) 医療券の有効期間については、その始期は、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日に、また、その終期は、当該医療の終了の日とする。
- (2) 当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、事前に当該指定養育医療機関の長は、医師の意見書を添えた「養育医療の継続給付に関する協議書（第3号様式）」を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、養育医療の継続給付の決定を行ったときは、前記第6の2の(2)に準じて指定養育医療機関にその旨を通知するものとする。
- (4) やむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、新たに申請を行うものとする。

この場合の申請書には、転院を必要とする理由を記載した意見書を添付することとし、世帯調書等は省略できるものとする。

- (5) 医療券を紛失又は、き損した場合は、申請により再交付するものとする。
- (6) 当該指定養育医療機関は、未熟児が退院したときは、未熟児退院通知書（第6号様式）に医療券を添えて市長に提出するものとする。

5 医療の給付

- (1) 医療給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合にのみ現物給付にかえて、その費用を支給するものとする。
- (2) 給付の範囲は、法第20条第3項によるが、これらのうち、看護及び移送の取り扱いについては、次によるものとする。

ア 付き添い看護は、未熟児の症状が重篤であって、医師又は看護師が常時監視して随時適切な処置を必要とする場合に承認するものとし、承認期間は、症状に応じて最小限必要な期間とする。

この取り扱いは、「看護の給付の取り扱いについて」（昭和61年10月15日保発第124号厚生省保険局長通知）及び「看護の給付の取り扱い等について」（昭和61年10月15日保発第83号厚生省保険局医療課長通知）に定めるところによるものとする。

イ 移送は入院又は医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は、必要とする最小限度の実費とする。

なお、移送に際し、介護の必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給するものとする。

ウ 看護料及び移送費の支給申請は、看護、移送承認申請書（第4号様式）によること

とし、その事実についての指定養育医療機関の医師の証明書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて、市長に申請するものとする。

(診療報酬の請求・審査及び支払)

第7条 診療報酬の請求・審査及び支払については、「医療扶助並びに更正医療及び育成医療の給付に伴う診療報酬の審査及び支払いに関する事務の委託について」(昭和29年4月28日社発第353号厚生省社会局長、児童局長通知)に定めるところによるものとする。

(徴収額の決定及び徴収)

第8条 法第21条第4項の規定による扶養義務者から徴収する額の決定は「養育医療の給付に要する費用の徴収に関する取扱要領」に定めるところによることとし、その決定された額を徴収するものとする。

(社会保険各法との関連事項)

第9条 省令第14条第2項の社会保険各法と本給付との関係は、その本人が社会保険各法の被扶養者である場合は、社会保険各法による医療の給付が優先するものである。したがって、養育医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とするものとする。

(その他)

第10条 市長は、養育医療の申請、決定並びに給付状況等を明確にするため「養育医療給付台帳」(第5号様式)を備え付けるものとする。

附則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

養育医療意見書					
ふりがな 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
居住地		出生時の体重	グラム	在胎週数	週
症状の概要	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動が異常に少ない			
	2 体温	(1) 摂氏34度以下			
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 毎分30以下 (5) 出血傾向が強い			
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物、血性便がある			
	5 黄疸	(1) あり(異常に強・強・中・弱)		(2) なし	
	その他の所見 (合併症の有無等)	生後 時間で出現			
	診療予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日			
現在受けている医療	安静 入院 通院 保育器の使用 酸素吸入 鼻腔栄養 注射その他の医療				
症状の経過					
上記のとおり診断する。 年 月 日					
医療機関の名称及び所在地 医師氏名 印					

第2号様式

世帯調書

申請者氏名					本人氏名				
児童の属する世帯構成	世帯構成員名	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	階層 区分	所得税額	備考	
世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

第3号様式

<p style="text-align: center;">養育医療の継続給付に関する協議書</p>					
本人氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
扶養義務者 氏名		本人との 続柄			
受給者番号		当初の 診療予定期間			
<p>上記の者の養育医療の継続を必要と認め意見書を添えて協議します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定医療機関長 印</p> <p>(あて先) 浜松市長</p>					
意見書					
今までの経過					
今後のみとおし					
治療延長を必要 とする期間					
<p>上記のとおり診断する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定医療機関 医師氏名 印</p>					

第4号様式

看護 承認申請書 移送			
受領者氏名		受給者番号	
担当医師の意見	看護を必要とする期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	移送	移送区分	
		移送方法	
		移送年月日	
	看護又は移送を必要と認める理由		
費用見積額			
年 月 日 指定養育医療機関 所在地及び名称 担当医師氏名 印			
やむを得ない理由で事後において申請するときはその理由			
上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者 居住地 氏名 印 (あて先) 浜松市長			
申請受付年月日		決定年月日	

第6号様式

未熟児退院通知書

受給者番号					
本人氏名		性別	男・女	生年 月日	年 月 日
入院年月日	年 月 日	退院の理由		ちゆ ・ 転医 死亡 ・ 他制度へ	
退院年月日	年 月 日				
医療券 有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
退院後の居住地					
退院時の状態	体重	g	ほ乳状態	一般状態	
	その他				
指示事項	訪問指導の要 ・ 否				
	その他				
<p>上記のとおり、医療券を添えて通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>養育医療機関の 名称及び所在地 医師氏名 印</p> <p>(あて先) 浜松市長</p>					

退院後5日以内に通知してください。